

郵送による転出届出をされる方へ

村上市外へ転出される届け出を郵送で手続きする方法は下記のとおりです。

【郵送による転出届の内容】

あらかじめ転出届をせずに村上市から引越しをした場合は、転出届けを郵送で行うことができます。村上市より「転出証明書」をお送りいたしますので、新住所地の窓口で転入届の手続きをしてください。

【郵送による転出届の方法】

下記の書類（①から④）などを村上市役所市民課へ郵送してください。

①郵便による転出届書

「転出届郵送申請書」を印刷していただき、必要事項を記入してください。

※電話番号は必ず平日の昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

②本人確認書類（運転免許証など）のコピー

※マイナンバー通知カード（紙）は本人確認書類とはなりません

※マイナンバーカードによる特例を受ける場合は、そのコピーを添付してください。

（特例を受ける方は、下記記載「特例転出・転入」をご確認ください）

③返信用の封筒

切手を貼り、ご自分の宛先を書いてください。

※速達などを希望される場合、速達など料金分の切手を貼ってください

※郵便が確実に転出先住所に届くことを郵便局へ事前に確認ください（勤務先等へは送付できません）

※特例を受けて転出される方の返信用封筒は不要ですが、特例が受けられない事象が発生した場合は、別途返信用封筒の送付をお願いする場合があります。

④村上市の国民健康保険資格確認書、介護保険証、印鑑登録証

※上記をお持ちの方のみ同封してください。

⑤注意事項

Eメール、ファックスでの届出受付はしておりません。

届け出をされる場合、郵送によることから郵送期間を考慮いただきお早めに手続き願います（土日祝日は閉庁日となります）

※ご不明な点がありましたら、以下の「問い合わせ先」へご連絡ください。

※届出に関する料金は無料となります。

【受付窓口（問い合わせ先）】

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市市役所 市民課市民年金室 TEL0254-53-2111

8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）



【特例転出・転入】※特例を受けられる方は必ずお読みください。

有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、転出届出の特例を受けることができます。
※ただし、マイナンバーカードの交付を受けており、カードが有効期限内であること、
カードの暗証番号を覚えていること、などが条件となります。

【特例転出・転入とは】

通常、転出される方は市町村窓口で転出手手続きにより「転出証明書」の交付を受け、転入される市町村窓口に提出が必要となります。

マイナンバーカードにより特例転出した場合「転出証明書」は交付されず、転入先市町村でマイナンバーカードを提示し暗証番号を照合することで転入手手続きができます。

家族（世帯全員等）で転出される場合は、家族全員がカードの交付を受けていなくても家族内でカード交付を受けている方が1人いれば特例を受けることができます。

※カード所有者が転入先市町村へ手続きに行けない場合は、届出される家族の方にカード暗証番号を委任する必要があります。

【郵送により特例を受ける場合】

【手続き方法】

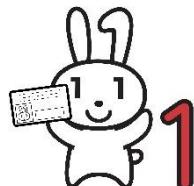
郵便にて申請された転出届出書により特例転出として処理を行い、処理終了後に本人に電話連絡いたします。連絡後にマイナンバーカードなどを持参して転入先市町村にて手続きを行っていただきます。

※転出処理完了後、日中に電話で連絡いたしますので必ず日中連絡の取れる連絡先を記入願います。折り返し連絡いただく場合の受付は平日の8時30分から17時15分となります。（土日・夜間は対応しておりません）

※電話番号の記入漏れ及び記入誤りにより連絡が取れない場合は、処理保留となりますのでご注意ください。

【同封いただく書類】

マイナンバーカード （おもて面） のコピー



【特例転出届ができる期間について】

特例転出届ができる期間が別途定められており、期間を超えての特例転出は行えませんので、その際は「転出証明書」による転出手続きとなります。

【特例転出届ができる期間】

- | | |
|-----------------|--------|
| ①転出（引っ越し）する前 | → できる |
| ②転出した日から14日以内 | → できる |
| ③転出した日から14日以上経過 | → できない |

※14日以上経過した場合は、再度郵送による転出届により「準転出証明書」の交付を受けていただくこととなります。

※特例転出を受けていなくても、転出した日から14日以内または転出予定日から30日以内に転入届出を行わなかった場合、マイナンバーカードは無効となり再交付申請（有料）が必要となる場合がありますのでご注意ください。

【特例転入届ができる期間について】

特例転出届を済ませた上で、住み始めてから14日以内に新しい住所の市町村窓口にマイナンバーカードを持参して手続きを行ってください。

（4桁のカード暗証番号が必要となります）

転入と同時にマイナンバーカードの継続利用手続きが必要となり、転入届出日から90日以内に継続利用手続きを行わない場合、マイナンバーカードが無効となりますのでご注意ください

【特例転入届ができる期間】

- | | |
|-------------------|--------|
| ①引っ越しする前 | → できない |
| ②引っ越しした日から14日以内 | → できる |
| ③引っ越しした日から14日以上経過 | → できない |
| ④転出予定日から30日以上経過 | → できない |



上記③④について、引っ越しした日から14日以上または転出予定日として転出する市町村に届け出た日付から30日以上経過した転入届を行う場合、マイナンバーカードを利用した転入はできません。

この場合は、あらためて転出地市町村から転出証明書の交付を受ける必要があります。

転出地市町村に返信用封筒を送って郵送してもらう、直接受け取りに行く必要がありますので、方法について転出地市町村へお尋ねください。

※転出した日から14日以内または転出予定日から30日以内に転入届出を行わなかった場合、マイナンバーカードが無効となり再交付申請（有料）が必要となる場合がありますのでご注意ください。